

令和7年度豊中市障害児支援分野のICT導入モデル事業についてのQ&A

No.	質 問	回 答
1	事業所負担はありますか。	あります。 国庫補助率が国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、 事業所1/4 となるため、事業所負担が発生します。
2	機器はいつから購入できますか。	必ず交付決定後に購入 してください。
3	新規指定を受ける予定の事業所の申請は可能ですか。	新規指定を受ける予定の事業所の申請は、対象外です。 本事業はICT機器等の導入による生産性の向上の効果測定を行うものであり、事業所新規開設時の補助を目的としていません。 導入成果を客観的・定量的に確認・分析できない場合は、補助の対象とならないことに注意してください。
4	同一敷地内に複数の事業所が運営されている場合、事業所に対する補助基準額はいくらですか。	同一敷地内に複数の事業所が運営されている場合は、1事業所として取り扱います。 そのため、同種のICT機器等の購入を行う場合は補助の対象となりません。なお、補助基準額は100万円となります。
5	これまで「障害福祉分野のICT導入モデル事業」で補助を受けた事業所が、今回国庫補助協議することは可能ですか。	過去に当該事業において補助を受けていた場合でも、導入機器等が異なる場合は、今回交付申請いただくことも可能です。 ただし、予算額を超える国庫補助協議があった場合は、今回初めて事業を実施する事業所を優先し、予算の範囲内で補助することをご留意ください。
6	過去に市が開催する研修会に参加済みの事業所は、改めて令和5年度中に研修を受講する必要はありますか。	実績報告書に研修受講日及び受講者名の記載が必要 ですので、過去に研修会に参加した場合でも、研修受講日が不明である場合や、当時の受講者が今は事業所に在籍していない場合等は、改めて受講してください。
7	ICT機器等のリース・レンタル料、クラウドサービス等の月額利用料は補助対象となりますか。	ICT機器等のリース・レンタル料は補助対象外です。 必要に応じ、クラウドサービス等の月額利用料に限り、補助対象となります。
8	複数年に渡るソフトウェアの使用権(ライセンス)を購入する場合、購入金額全額が補助対象となりますか。それとも、当該年度分のみが補助対象となりますか。	事業実績報告において機器導入による定量的効果が測定可能である必要があるため、当該年度分のみが補助対象となります。
9	既存の機器やシステム等の改修費用は対象になりますか。	既存の機器やシステム等の改修費用は、対象外です。(あくまで、本事業は導入に係る経費の補助であるため。)
10	事業所におけるシステムの自社開発費用は対象になりますか。	事業所におけるシステムの自社開発費用は、対象外です。(既存のシステムを事業所向けに個別にカスタマイズする費用も同様。)
11	付属品(情報機器を保護するためのケースなど)は、補助対象ですか。	付属品はICT機器等の導入に当たり必要不可欠である場合を除き、補助対象外です。
12	ICT機器等の導入に当たって、気をつけておくことはありますか。	ICT機器等の導入による定量的効果が事業計画書に明確に示されていることが重要です。また特に、事業計画書の「主な導入機器内容」に記載が無い機器を導入する際には、導入の必要性について積算内訳書の「備考欄」に詳細に記載してください。(記載内容が十分では無い場合、補助対象経費として認めないこともあります。) なお、スマートフォンなどは本補助事業の目的以外の使用の防止を徹底するとともに、私物ではなく業務用であることを明確にするための表示(シール貼付等)を行うなど、各事業所において適切な対応をお願いします。
13	内示後に購入する機器の変更は可能ですか。(例:PC→タブレット)	基本的に、申請時の計画に示された機器等を購入してください。 ただし、販売中止等の事情により申請時の計画に示された機器等を購入できないなどやむを得ない事情がある場合には、購入前に機器等のパンフレット及び見積書を添えて、メールにておやこ保健課までご相談ください。
14	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出は必要ですか。	補助を受けた全事業所、提出が必要になります。報告書の記載内容を確認できる書類を添えて、令和9年(2027年)4月末日までに提出してください。